

## 既存店舗所有者に関する事項

### 1. 土地・建物について

#### (1) 土地賃貸借の内容

- ア) 権 利 : 普通借地権
- イ) 貸付面積 : 372.465㎡ (11区画分合計)
- ウ) 貸付期限 : 平成37年7月11日まで
- エ) 貸付料 : 2,464千円 (年額)  
(平成22年4月1日～平成25年3月31日)

#### (2) 東京都の試算による借地権価額 (モデル試算) について

- ア) 都の買収モデル : 6,440万円
- イ) 土地の共有持分による算出モデル : 8,380万円

#### (3) 建物の内容

- ア) 構 造 : 鉄筋コンクリート構造 6階建 (うち店舗1・2階)
- イ) 店舗面積 : 608.86㎡ (※登記簿上の面積であり、実際と異なる場合がある。)

#### (4) 東京都の試算による建物価額 (モデル試算: 床面積56㎡) について

- ア) モデル試算額 : 610万円

ただし、上記の金額については、あくまでも都が試算した参考額であり、評価については、既存店舗所有者と合意した額とする。

### 2. 現時点での意向

意 向	区 画 数
店舗へ権利変換	9区画
転 出	1区画
そ の 他	1区画
合 計	11区画

### 3. 補償について

補償については、店舗の移転又は仮移転に関する費用であり、既存店舗所有者の合意を得た額とする。想定している補償項目は、工作物補償、動産移転補償、仮住居補償、家賃減収補償、借家人補償、移転雑費、営業補償等である。

## 諸官庁協議先窓口一覧

## ■ 渋谷区

項目	窓口	住所	電話
開発許可制度	都市整備部都市計画課 土地利用審査係	渋谷区宇田川町 1-1	3463-2637
区道・水路	土木部管理課認定係		3463-2778
建築基準法の道路	都市整備部建築課調査係		3463-2734
都市計画	都市整備部都市計画課 都市計画係		3463-2619
都市計画道路	都市整備部 防災まちづくり課 地区計画係		3463-2947
渋谷区雨水流出抑制施設設置指導要綱	土木部道路課計画係		3463-2794
渋谷区中高層建築物等の建築に係る 紛争の予防と調整に関する条例	都市整備部都市計画課 建築紛争調整主査		3463-2654
渋谷区ワンルームマンション等建築物の 建築に係る住環境の整備に関する条例	都市整備部都市計画課 土地利用審査係		3463-2637
渋谷区集合住宅駐車施設附置要綱	都市整備部建築課審査係		3463-2729
渋谷区建築物防火貯留層設置要綱			
東京都福祉のまちづくり条例			
渋谷区みどりの確保に関する条例	環境清掃部環境保全課環 境計画推進係	3463-2749	
渋谷区清掃及びリサイクルに関する条例	清掃リサイクル部	渋谷区渋谷 1-2-17	5467-4073

## ■ 東京都

項目	窓口	住所	電話
建築基準法 東京都建築安全条例	都市整備局市街地建築部建築指導課	都庁第二本庁舎 3階中央	5388-3372 ～3377
東京都総合設計許可要綱	都市整備局市街地建築部建築指導課 建築計画係	都庁第二本庁舎 3階中央	5388-3374
高齢者、障害者等の移動等の円滑化 の促進に関する法律（バリアフリー 法） 東京都福祉のまちづくり条例	都市整備局市街地建築部建築企画課 やさしいまちづくり推進担当	都庁第二本庁舎 3階南	5388-3345
東京都駐車場条例 東京都集合住宅駐車施設附置要綱	都市整備局市街地建築部建築指導課 規制担当	都庁第二本庁舎 3階中央	5388-3374
東京等中高層建築物の建築に係る 紛争と予防の調整に関する条例	都市整備局市街地建築部調整課 紛争調整担当	都庁第二本庁舎 3階南	5388-3377
東京都景観条例	都市整備局都市づくり政策部 緑地景観課街並み景観係	都庁第二本庁舎 21階中央	5388-3265
東京における自然の保護と回復に 関する条例（緑化計画等）	環境局自然環境部計画課指導係	都庁第二本庁舎 9階南	5388-3554
大規模小売店舗立地法	産業労働局商工部地域産業振興課	都庁第一本庁舎 30階北	5320-4788

■ その他

項目	窓口	住所・	電話
電波伝搬障害	総務省関東総合通信局無線通信部 陸上第一課	千代田区九段南 1-2-1 九段第3 合同庁舎 22 階・23 階	6238-1763
	社団法人 電波産業会	千代田区霞が関 1-4-1 日土地ビル 11 階	5510-8591

注1 提案作成に当たって、必要に応じて協議を行ってください。

注2 この一覧以外の窓口についても、必要に応じて協議を行ってください。